

千葉市子ども交流館 施設専用使用に関する誓約書

私は千葉市子ども交流館の施設を使用するにあたり、以下の記載内容を理解し、使用を申請します。

<使用者の範囲>

千葉市子ども交流館設置管理条例第5条により、交流館の施設を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 18歳未満の者（小学校就学前の者にあつては、保護者が同伴する者に限る。）
- (2) 子どもの健全な育成を目的とする団体
- (3) その他市長が適当と認める者

<千葉市子ども交流館が定める誓約事項>

1. 営利を目的としない使用である事を誓約します。
2. 参加者から料金を徴収する場合は、材料原価実費相当とします。
3. 主催者及び主催者が招聘した講師に対して諸謝金分に相当する料金を徴収する場合、予め子ども交流館と協議のうえ参加費を設定し、参加者から料金を徴収します。
4. 事業計画書・収支予算書を申請日から1週間以内（直近の場合は開催前日まで）に提出し、実施内容の確認、承認を得ます。また、事業実施後は事業報告書を速やかに提出いたします
5. 企業・団体の事業活動、PR、商品・イベントの告知を無断で行いません。
6. 宗教・思想の流布を行いません。
7. 収集した個人情報、書面による本人と保護者両名の同意を得た場合を除き、千葉市子ども交流館の施設専用使用申請時に提出した計画の内容を実施する目的以外に使用いたしません。
8. 万が一、自身の使用に起因する事故、破損が発生した場合、その損害、補償について、一切の責任を自身（自団体）で負い、自己の責任において解決します。
9. 千葉子ども交流館の職員の指示に従います。
10. 上記項目を遵守されなかった場合、職員の判断・指示に基づき、講座・イベントの中止に同意します。また、その場合の損害について、一切の責任賠償を千葉市及び子ども交流館の指定管理者に請求しません。

千葉市子ども交流館

指定管理会社 アクティオ株式会社 様

上記事項を順守します。

平成 年 月 日

(団体名)

(代表者氏名)

⑨